

出店申込書チェックリスト

応募資格	◆姫路市内に住所を有する個人、又は姫路市内に本店・支店等がある法人 ◆飲食店舗は姫路市保健所発行の飲食店営業（露店）及び旧菓子製造業（露店）の許可を受けている者で許可証の写しを出店申込時に提出できる者 ※ 保健所に申請中の者にあつては、保健所の受付が確認出来るもので可 ◆未成年者による申込みは不可とする。 ◆1申込者につき1区画のみ
出店種別	①飲食店（保健所の営業許可が必要なもの） ②上記①以外の営業許可が不要なもの ※ 食品の調理、販売には、<u>姫路市保健所の営業許可</u>が必要です。 ※ 兵庫県外で交付されたもの及び、兵庫県健康福祉事務所、神戸市、尼崎市、西宮市、明石市で交付されたものは、姫路市での営業は対象外となりますのでご注意ください。 ※ 取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限りです。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に姫路市保健所衛生課にお問い合わせください。 【参考】 姫路市での食品衛生責任者資格認定講習会が満席の場合、他市での講習会や「e-ランニングによる講習会」を検討してください。（兵庫県食品衛生協会のホームページを確認） ※講習受講を前提に許可申請を行うことができる。その控えを持って営業許可の写しにかえることができる。（他市やe-ランニングによる講習会の受講の際の発行には時間がかかることに留意し、別途、姫路市保健所衛生課に相談すること。）ただし、正式に許可が出た際には、写しを提出する必要有。※詳細は姫路市保健所に要確認
出店種別が飲食の場合	① 姫路市保健所発行の飲食店営業（露店）及び旧菓子製造業（露店）の許可証の写し 保健所に申請中の方は、保健所の受付印等で申請中であることが確認出来るもので可とします。 尚、臨時的食品取扱い届出は不可とします。
販売品目	※ 抽選の結果、販売品目が隣同士で重なった場合、主催者において依頼の上調整する場合があります。（飲食とその他の2つの区分での申請は不可。） ※ 販売品目は1種類に限ります。
添付書類	① 住民票（発行1ヶ月以内）の写し （身分証明書で住所が姫路市内であることの確認が出来ない方のみ） ② 登記事項証明書（発行3ヶ月以内）もしくは支店等の場合は、納税証明書や賃貸借契約書等の姫路市内に事業所があることが証明できる書類の写し

		(法人の場合のみ) ※ 本人確認書類は、有効期限に注意してください。
	その他注意事項	・提出書類は返却いたしません。 ・提出書類は「姫路みなと祭における出店」以外の目的で使用しません。 ・不備または虚偽の記載のある申請書は受付できません。 ・鉛筆書きは不可。黒ボールペンでご記入ください。 ・書類作成に要する費用は、申請者で負担してください。